

インドネシア政府による国内外の移動規制（続報）

令和3年7月6日（総21第75号）

在デンパサール日本国総領事館

- インドネシア国内滞在中の外国人がスカルノハッタ国際空港等から直接国外へ移動する場合は、ワクチン接種証明書の提示は求められないことが確認されました。
- インドネシア国内滞在中の外国人の国内移動を伴う国外への移動等に関しても、引き続き見直しを求めて働きかけを行っています。

1. 7月5日付け当館お知らせ（<https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100208556.pdf>）において、インドネシア国内滞在中の外国人が国内外へ移動する場合、インドネシア国内でワクチン接種を行わなければならないとお知らせしましたが、在インドネシア日本国大使館よりインドネシア政府に対して働きかけを行い、新型コロナウイルス対策ユニット、外務省、運輸省等関係当局に確認したところ、インドネシア国内滞在中の外国人がスカルノハッタ国際空港等から（国内移動を伴わずに）直接国外へ移動する場合は、ワクチン接種証明書の提示は不要との回答が得られました。

2. しかしながら、以下については引き続き、2回（又はワクチンの種類によって必要とされる回数）のワクチン接種証明書が必要であるとされています。

（1）外国人がインドネシアに入国する場合

（2）インドネシア国内滞在中の外国人が、インドネシア国内での移動を経て国外移動を行う場合

3. 今回の措置は、ジャカルタ等国際線の離発着がある空港の所在する地域以外の地域にお住いでワクチン接種をされていない方が、国内を移動してスカルノハッタ国際空港等から出国する場合にはワクチン接種証明書が求められるなど、依然として在留邦人の国際的な移動の障害となり得るため、在インドネシア日本国大使館からインドネシア側に対して引き続き見直しを求めて働きかけを行っています。進展が得られ次第、随時お知らせしていきます。

4. インドネシアにおける新型コロナウイルス対策のための措置は、突然変更される可能性があります。邦人の皆様におかれても、最新の関連情報の入手に努めてください。

5. 現在、インドネシアでは、ジャカルタ首都圏を始めとしたジャワ島を中心に、新型コロナウイルス感染が急激に拡大しています。在留邦人の皆様におかれては、感染状況やインドネシア政府による措置等に関し、最新の状況に注意するとともに、今後、感染状況が更に悪化する可能性も念頭に、御自身や御家族の安全の確保に努めてくだ

さい。